

# 中古住宅の売買をお考えの方へ

インスペクション+瑕疵保険で安心できる中古住宅を！

インスペクション(既存住宅状況調査)で劣化事象等の有無を把握。  
既存住宅売買瑕疵保険に加入して売買後のリスクと不安を解消。

## あんしん空き家流通促進事業補助金

調査費用と保険料の各1/2

# 最大10万円を補助！

### 申請できる方

県内にある中古住宅の所有者  
(売買契約を締結した買主を含みます)

### 対象となる住宅

県内にある中古の一戸建て住宅\*で、実際に居住する目的のもののうち、次のいずれかに該当するもの

- ① 売買を目的としている住宅 ② 売買契約締結後、1年以内の住宅

※店舗などを兼ねる住宅も対象です(ただし、店舗等の床面積が延べ床面積の1/2未満の場合に限ります)

### 対象となる経費

**【インスペクション補助金】** ※令和8年4月7日以降に調査を実施したものに限り「既存住宅状況調査方法基準」に沿った既存住宅状況調査に要する経費が対象です。

※「既存住宅状況調査基準」に規定される既存住宅状況調査技術者(既存住宅状況調査技術者講習を修了した建築士)が行う既存住宅状況調査が対象です。「既存住宅現況検査」は対象外となりますのでご注意ください。

**【既存住宅売買瑕疵保険補助金】** ※保険の始期が令和8年4月7日以降のものに限る住宅瑕疵担保責任保険法人が販売する保険加入に要する経費が対象です。

### 補助額

インスペクションの費用の2分の1以内(一戸当たり5万円を上限)を補助します。  
既存住宅売買瑕疵保険の保険料の2分の1以内(一戸当たり5万円を上限)を補助します。

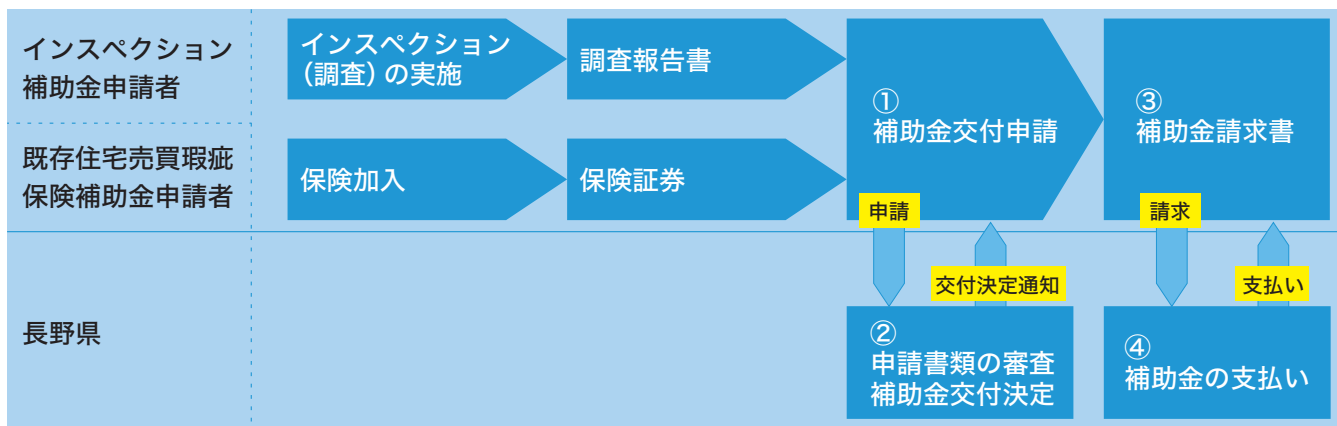
それぞれの合計で最大10万円を補助します。

申請受付期間

令和8年4月30日から令和9年3月15日まで

(先着順で補助対象を決定し、予算額に達した時点で募集を終了しますので、お早めの申請をお願いします。)

## ▶ 補助申請の流れ



## ▶ 補助金の申請先

補助金の申請は、住宅の所在地を管轄する県建設事務所（ただし、安曇野建設事務所管内は松本建設事務所、千曲および須坂建設事務所管内は長野建設事務所）の建築担当課で受け付けます。

名称	申請対象の住宅の所在地	電話番号（直通）
佐久建設事務所建築課	小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡	0267-63-3160
上田建設事務所建築課	上田市、東御市、小県郡	0268-25-7143
諏訪建設事務所建築課	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡	0266-57-2923
伊那建設事務所建築課	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡	0265-76-6830
飯田建設事務所建築課	飯田市、下伊那郡	0265-53-0433
木曾建設事務所整備・建築課	木曾郡	0264-25-2229
松本建設事務所建築課	松本市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡	0263-40-1935
大町建設事務所整備・建築課	大町市、北安曇郡	0261-23-6524
長野建設事務所建築課	長野市、須坂市、千曲市、埴科郡、上高井郡、上水内郡	026-234-9530
北信建設事務所建築課	中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡	0269-23-0220

## ▶ 補助金交付申請に必要な書類

申請の種類	必要書類
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）</li> <li>○申請者が既存住宅の所有者であることが確認できる書類（登記事項証明書（全部事項証明書（建物））の写し又は固定資産税課税台帳記載事項証明書等の写し）</li> <li>○対象住宅が居住を目的とする住宅であることが確認できる書類（住民票の写し又は登記事項証明書（全部事項証明書（建物））の写し等）</li> <li>○住宅部分の床面積が延べ床面積の1/2以上であることが確認できる書類（図面等）</li> <li>○売買に供する又は売買契約後1年以内の住宅であることが確認できる書類（媒介契約書又は売買契約書の写し等）</li> </ul>
インスペクション補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○調査報告書の写し</li> <li>○状況調査業者もしくは仲介者に対し調査費用を支払ったことが確認できる書類（請求書、領収証又は銀行振込控えの写し）</li> <li>○既存住宅状況調査技術者の登録証の写し又は講習の修了証の写し</li> <li>○その他知事が必要と認める書類</li> </ul>
既存住宅売買瑕疵保険補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保険証券の写し</li> <li>○住宅瑕疵担保責任保険法人又は仲介者に保険料等相当額を支払ったことが確認できる書類（請求書、領収証又は銀行振込控えの写し）</li> <li>○その他知事が必要と認める書類</li> </ul>

※詳細は県の公式ホームページ（あんしん空き家流通促進事業について）をご確認ください。

※消費税仕入税額控除がある場合、当該額を減額した額で交付申請を行ってください。

※ご不明な点はお近くの県建設事務所（整備・）建築課又は下記の建築住宅課までお問い合わせください。

確かな暮らしを守り、  
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0  
～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～

[長野県総合5か年計画推進中]



## 長野県建設部建築住宅課建築企画係

〒380-8570（県庁専用番号・住所記載不要）

長野市大字南長野字幅下692-2

TEL 026-235-7319 Fax 026-235-7479

電子メール kenchiku-kikaku@pref.nagano.lg.jp